

## 後見人等選任の申立てについて

### 1 概要

- (1) 後見人等が欠けたとき、若しくは後見人等の追加が必要であるとき、裁判所は、後見人等を選任することができます。
- (2) 申立権者 後見人等、本人、本人の親族、利害関係人

### 2 申立てに必要なもの

- (1) 申立書
  - (2) 収入印紙 800円分
  - (3) 郵便切手 2、990円分  
(内訳：500円×2枚、100円×5枚、84円×10枚、63円×5枚、20円×10枚、10円×10枚、5円×5枚、1円×10枚)
  - (4) 添付資料
    - ア 選任の理由を証する資料（裁判所に提出済みの場合は不要）
      - ※ 後見人等が死亡した場合は、死亡診断書の写し又は死亡の記載のある戸籍謄本
    - イ 本人の陳述書または上申書
      - ※ どちらの提出が必要かは、「本人の陳述聴取の流れ」を確認してください。
    - ウ 後任の後見人等候補者の住民票  
(マイナンバーの記載のないもの)
    - エ 候補者に関する照会書
    - オ 候補者の陳述書
    - カ 親族の同意書
    - キ (後見人等や本人の身分事項や住所に変更がある場合)  
後見人等や本人の戸籍謄本、住民票 (マイナンバーの記載のないもの)
    - ク (申立人が本人の親族の場合)  
申立人と本人の関係が分かる戸籍謄本 (裁判所に提出済みの場合は不要)
    - ケ (申立人が利害関係人の場合)  
利害関係を証する資料
- 候補者について、裁判所が選任する第三者を希望する場合は、ウ、エ、オ、カは不要です。

### 3 申立ての手続

上記の必要書類が整いましたら、後見センターまで持参または郵送にて申立てをしてください。

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所家事4部後見センター

06-6943-5872